

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン

国のガイドラインを踏まえた 本県県立学校のチェックリスト	学校の対応
①児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、 風邪症状の有無等の確認を行う準備が できていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒及び教職員は登校・出勤前に自宅で検温する。 37.5度以上ある場合、微熱でも風邪の症状がある場合は、登校・出勤しない。 ・ 生徒は登校時に玄関前で、発熱や風邪の症状がないことを示す表を提出し、教職員がそれを確認する。(忘れた生徒は別室で測定) 発熱がある生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。 ・ 教職員は、出勤後、発熱や風邪の症状がないことを管理職に報告する。 <p>※ 登校しない生徒は出席停止扱い、出勤しない教職員は特別休暇扱いとする。</p>
②手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい手洗いの仕方、咳エチケットについて、始業日のLHで養護教諭の放送により生徒に指導した上で、手洗い場にポスターを掲示し、徹底を図る。 ・ 教職員には年度初めの職員会議で徹底を図る。 ・ 教室・手洗い場等に消毒液を設置し、登校後・トイレ使用后・食事の前等に手指を消毒するよう生徒に指導する。
③学校医、学校薬剤師等と連携した保健 管理体制を整え、清掃などにより環境衛 生を良好に保っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学期開始前に、学校の対応案を学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。 ・ 毎日の清掃を通常より丁寧に行うとともに、ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの生徒が触れるところは、1日2回消毒液を用いて消毒する。
④抵抗力を高めることが重要であること の指導を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけることについて、始業日のLHで養護教諭が放送で生徒に指導し、保護者にも一斉配信メールや文書等で周知する。
⑤3つの条件（換気の悪い密閉空間、人 の密集、近距離での会話や発声）が同時 に重なる場を避けるため、(1)換気の徹 底、(2)近距離での会話や発声等の際 にマスクの使用等を行うことを教職員 の間で確認しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員室や教室等は廊下側の窓を常時開けておき、休み時間ごとに外側の窓を開けて換気する。 ・ 授業では当分の間、グループワーク、ペアワーク、その他の至近距離で向き合って発声する活動を実施しない。 ・ 生徒及び教職員は、できる限りマスク着用を努める。 ・ 体育の授業では当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等密着する時間をできるだけ少なくする。更衣については、男子は教室、女子は複数の更衣室を使用するなどの工夫をして、狭い空間に生徒が密集することを避ける。
⑥一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関す る対応策について検討しましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一斉臨時休業に伴う前年度の未指導分がある場合は、新学期に入ってからまず未指導分から指導する。
⑦入学式や始業式の実施方法を工夫しま したか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式については、 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 上級生は参加させない、保護者等の参加人数は生徒1人に付き2名以内とするなど、参加人数を抑制する ◇ 式典入り口において、アルコール消毒液による消毒を徹底する ◇ 来賓祝辞を極力減らすなど式典時間の短縮を図る 等の工夫を行う。 ・ 始業式については、集会形式で行わず、校長訓話、新任教職員挨拶、その他諸連絡等は放送により行う。
⑧部活動の実施にあたり、実施内容や 方法を工夫した上で、感染防止のため の対応を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧問が活動前、活動中の健康観察など健康管理を徹底する。 ・ 屋内の活動については、こまめな換気と清掃を行う。 ・ 水分補給器やタオルを共用しないよう指導を徹底する。 ・ 部室等は更衣のみ交代で使用するなど、できるだけ狭い空間の在室をさける。 ・ 当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等密着する時間をできるだけ少なくする。 ・ 当分の間、県外遠征は認めない。練習試合は県内で宿泊を伴わない場合のみ認める。
⑨学校給食等の実施にあたり、感染防止 のための工夫を行いましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行う。 ・ 机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
⑩特別支援学校の児童生徒を指導するに 当たっては十分な配慮をしましたか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な児童生徒は、主治医や学校医と相談のうえ適切な配慮を行う。 ・ スクールバスにはマスクをつけて乗車するよう保護者に依頼し、乗車する際にはアルコール消毒液で手指を消毒させるとともに、乗車中はなるべく会話しないように指導する。 ・ このガイドラインに示された対応について、繰り返し丁寧に指導する。
⑪児童生徒等に対する心のケアの体制は できていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業日のLHで、担任等が児童生徒に感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別は許されないこと、また、心配や不安がある場合には、相談室の先生等に相談することを指導する。 ・ スクールカウンセラー等との連携体制を改めて確認しておく。

※ 以上のほか、学校の実状や施設の状況に応じて適切に必要な対応を行うよう指示する。